

GLOBE

グローブ 2018 夏

94



(公財) 世界人権問題研究センター

「崇仁新町」



今年の2月1日に京都市下京区の崇仁地域（塩小路高倉交差点南東角地）にランドオープンした屋台村（町）で、地元のまちづくり団体が運営をし、多くの飲食店等が軒を連ねています。連日、地域外からも数多くのお客さんが足を運んでいるようです。

「崇仁新町」を含む崇仁地域には、京都市立芸術大学が移転する予定になっていることから、芸術大学の学生もイベントの企画などに関わっています。

「崇仁新町」は移転工事が始まるまでの2年半の取組みですが、この地で今、人々の新しい関係が築かれようとしています。

京都駅から東に徒歩5分。10時～22時まで開いており、昼も夜も楽しめます。多様な人々が交差する「町」で、新しい出会いを探してみてもいいでしょうか。

GLOBE

GLOBE No. 94 2018 summer 目次

連載	新しい人権問題への対応(その十)……………大谷 實	2
外部寄稿	ヘイトスピーチ防止のための 施設使用ガイドラインについて……………山口 孝司	4
連載	世界の人権はいま ―普遍的定期審査の現場から―(その六)……………坂元 茂樹	6
プロジェクトチーム一	大阪市ヘイトスピーチへの 対処に関する条例をめぐる……………中井伊都子	8
プロジェクトチーム二	日常の実践としての 社会調査を通じた隣保館の構築……………中川 理季	10
プロジェクトチーム三	外国人の教育を受ける権利への 政治的・外交的影響……………呉 永鎬	12
プロジェクトチーム四	候補者男女均等法から ジェンダー平等社会への道のり……………山下 明子	14
プロジェクトチーム五	日本語を母語としない住民と、ともに暮らす 「日本語教育推進基本法案(仮称)」の 政策要綱を読む……………内田 晴子	16
プロジェクトチーム六	『外国人技能実習制度の展開』……………稲谷 信行	18
報告	世界人権宣言七〇周年記念シンポジウム 〜いま世界人権宣言を読み解く〜……………杉木 志帆	20
事業案内	2018年度 人権大学講座……………	22
事業案内	ボランティア人権ガイドのご案内……………	24

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
 ■表紙のテーマ「三日月を取りに行く宇宙船」
 ■作品は「天才アート」<(特定非営利法人) 障害者芸術推進研究機構提供> 楠川教士 2014 年制作

新しい人権問題への対応(その十)



研究センター理事長
前学校法人同志社総長

大谷 實

本連載(その四)において、終末期医療の在り方に関して、憲法一三条の幸福追求権に基づくインフォームド・コンセントの原則を踏まえ、患者が死の末期状態に至ったときは、患者の自己決定権に基づいて延命医療を中止すべきであると主張しました(グローブ No.89)。

この考え方は、人間が人間としての尊厳を保って死に臨むという尊厳死として、主として刑法学者によって議論されてきたものです。回復の見込みがない末期状態の患者に対して、人間としての尊厳を害しないで死を迎えさせるために、人工呼吸器や胃瘻といった延命治療を開始せず、あるいは開始した延命医療を中止し、それによって死を早めても殺人罪にはならないと

する説が有力となっています。

この尊厳死問題に一石を投じたのは、平成一九年の東京高等裁判所の判決です。事件を要約しますと、ある医師は、五八歳の患者が気管支喘息の発作で昏睡状態となったことから、氣道を確保するために気管内にチューブが挿入されていたのですが、余り苦しうなので自然の死を迎えさせてやりたいと思いい、チューブを抜き取れば窒息死することは分かっていたが、これを抜き取り、さらに苦しむので、筋肉の動きを弱める筋弛緩剤を注射したため患者が死亡したというものです。一番の横浜地方裁判所は、医師の行為は殺人罪に当たるとして、懲役三年、執行猶予五年の刑を言い渡しました。

被告人側は、医師の行為は家族の要請に基づくものであり、いわゆる尊厳死に当たるとして控訴したところ、東京高等裁判所は、平成一九年二月二八日の判決で、尊厳死が許容されるのは、先ず、患者が自ら死を望んでいるという自己決定権の行使があり、次に、患者が回復不能で医師には治療義務がないという二つの点が根拠となっているが、本権の場合、患者の意識が失われている状態での自己決定はあり得ないし、医師としては、「十中八、九助からない」と判断しても最後まで治療を尽くすべきであるという考え方もありうる。要

するに、尊厳死問題は理論的に決着している訳ではなく、「尊厳死の許容性」に関しては、「より広い視野の下で、国民的な合意を図るべき事柄であるから、その成果を法律ないしこれに代わりうるガイドラインに結実させるべきである」と判示し、原審よりも軽くして懲役一年六月、執行猶予三年の刑を言い渡したのです。

東京高等裁判所は、尊厳死を許容するためには、尊厳死法といった法律を作るか、法律に匹敵するガイドラインを示すべきだとしたのです。ところが、その後の医学界、法律学界の状況を観察してみると、専ら人生の最終段階における医師等と患者および家族との関係の在り方に関心が払われているようで、尊厳死立法化の問題は等閑視されてきていると思います。確かに、終末期の医療については、「高齢者の晩年の幸せはいかにあるべきか」という点が重要であり、終末期における医療・ケアの在り方が重要な課題であることは疑いありません。この観点から、厚生労働省は先程の東京高等裁判所の判決を受けて、平成一九年五月に「終末期におけるケア・医療のガイドライン」を提示、さらに今年の平成三〇年三月にはガイドラインの改訂を行い、「人生最終段階における医療決定プロセスに関するガイドライン」と題名を変更して、人生の最終段階を迎えた本人・家族等と医師を初めとする医療・介護

従事者が最善の医療・ケアを作り上げることが大切だとしました。私も、こうした医療・ケアの在り方が、本人や家族ばかりでなく国民全体に受け入れられることは、極めて大切なことであるとは思っています。

問題は、このガイドラインには「医療・ケア行為の中止等」が含まれていることにあります。具体的には、例えば装着している人工呼吸器を取り外して現に生きている人を死なせて仕舞うことも当然予定されているということですから、人の生命という最も重要な法益を侵害することになるので、その要件や手続きをきっちり決めて、人権侵害にならないような法制度を作っておくべきです。これこそ東京高等裁判所が掲げた尊厳死の立法化の要請であり、厚生労働省といった行政のガイドラインに委ねるのは、適当ではありません。日本医師会も終末期医療における「延命治療の中止」については、厚生労働省の、「ガイドライン」で適法化を図るべきであるとしています。少なくとも殺人罪に当たる行為を、ガイドラインといった行政の指針で適法とするのは不当であり、まさに「国民的合意」を経て、民主的な手続きの下で尊厳死を適法化すべきであると考えます。この観点から「尊厳死法制化を考える議員連盟」が平成二四年作成した法律案は、大変貴重なものとなっています。

ヘイトスピーチ防止のための 施設使用ガイドラインについて

京都府府民生活部人権啓発推進室長

山口 孝司

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（解消法）は、在日韓国・朝鮮人の方々に対するヘイトスピーチを立法事実として二〇一六年に成立し、ヘイトスピーチの解消に向けた取組について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしました。

本稿では、京都府が解消法の責務を踏まえ、府の公の施設等でヘイトスピーチが行われることを防止するために、二〇一八年三月に取りまとめた「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」（GL）について御紹介します。

【GL策定の背景】

解消法は、ヘイトスピーチによって被害者が多大な苦痛を強いられているとともに、地域社会に深刻な亀裂を生じさせているとし、ヘイトスピーチは「許されない」ことを宣言するとともに、地方公共団体に対し、ヘイトスピーチの解消に向け「地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」ことを求めています（四条二項）。

府としては、府内の外国人住民数は五四、三九八人（二〇一六年）で、このうち約半数（二六、七一六人）が韓国・朝鮮籍の方々であること、また、二〇〇九年には京都朝鮮第一初級学校事件が京都市内で発生し、この事件をきっかけとしてヘイトスピーチに対する関心が高まってきたことなどの府内の実情を背景として、GLの策定などヘイトスピーチ対策に取り組んできました。

【施設使用制限の要件と使用不承認等の具体的適用】

集会等の開催を目的とした公の施設の使用を制限することは、憲法で保障された表現の自由や集会の自由と関わることから、行政による恣意的運用や正当な表現行為の萎縮を招くことがないよう、厳格な要件の下に行うことが必要です。

GLでは、公の施設の使用を不許可にすることができ、場合の考え方を示した最高裁判所判決を基本とした上で、解消法の趣旨や日本国憲法、人種差別撤廃条約の精

神を踏まえ、次の要件のいずれかに該当する場合、各施設の設置管理条例に基づく使用制限規定を適用し、公の施設の使用不承認等を行うことができることとしています。

ア 「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実に照らし、具体的に明らかに予測される場合

↓ 基本的人権としての集会の自由の重要性よりも、公の施設等で集会等が開催されることによって、他の基本的人権が侵害される危険を回避し、防止することの必要性が優先する場合、公の施設の使用を不許可とすることを必要かつ合理的なものとした最高裁判所判決（平七 泉佐野市民会館事件判決）を踏まえ、公の秩序又は善良な風俗を害するものと解釈し、「公序良俗」に関する使用制限規定を適用して使用不承認等を行うことができる。

イ 「不当な差別的言動」が行われる蓋然性が高いことによる紛争のおそれがあり、施設の管理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実に照らし、具体的に明らかに予測され、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情がある場合

↓ 集会等を開催することによる紛争のおそれがあり、警察の警備等によってもなお混乱を防止できない

いなど特別な事情がある場合、公の施設の利用を拒むことができるとした最高裁判所判決（平八 上尾市福祉会館事件）を踏まえ、施設の管理上支障があると認められるものと解釈し、「管理・運営上の支障」に関する使用制限規定を適用して使用不承認等を行うことができる。

【今後の課題】

解消法は特定の表現行為について行政が違法か否かを判断する枠組みを設けたものではありませんが、行政が様々な事務を遂行するに当たって、解消法で定められた理念を指針として判断していくことが求められます。

公の施設等の使用とヘイトスピーチの問題については、前述の表現の自由や集会の自由との関係も踏まえ、設置管理条例に基づく使用制限規定適用の考え方や手続を取りまとめたGLを、個別具体の事案に当てはめて的確に運用していくことが大切になります。

また、GLの策定・公表などの取組を通じ、行政がヘイトスピーチを許さないという意思を明確に示すことは、ヘイトスピーチ解消の必要性に対する国民の理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に役立つものと考えます。

府としては、こうした取組が市町村をはじめ府内全域に広がることを期待しています。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その六)



研究センター所長
同志社大学法学部教授
坂元 茂樹

六月一二日にシンガポールで開催された歴史的な米朝首脳会談によって、北朝鮮に対する関心は世界的に高まっています。報道によれば、米国は核兵器と弾道ミサイルの完全廃棄を要求し、北朝鮮はその見返りとして体制の保証を勝ち取ったようです。もっとも、今後の展開は不透明です。

その北朝鮮の体制における人権状況には、国際社会から厳しい目が向けられています。二〇一七年一二月一九日、第七二回国連総会本会議で一三年連続となる、日本を含む六一カ国が共同提案国となる北朝鮮の人権状況改善を求める決議がコンセンサスで採択されました。

た。ただし、北朝鮮、ロシア、シリア、キューバ、イラン、中国及びベネズエラがコンセンサスから離脱を表明しました。離脱を表明したこれらの国々の人権状況に問題が多いことは周知のとおりです。

北朝鮮に対する第一回の普遍的定期審査(UPR)は、二〇〇九年一二月七日に行われました。メキシコ、ノルウェー及び南アフリカがトロイカと呼ばれる報告者を構成しました。北朝鮮の審査においては、日本と韓国を含む一五カ国が事前質問を行いました。質問分野は、拉致問題や離散家族の問題に加え、児童、食糧、拷問禁止など多岐にわたりました。

なお、UPRの審査では、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が作成した「集成」において審査対象国の人権条約の批准・加入状況が示されることになっています。北朝鮮の場合には、社会権規約、自由権規約、女子差別撤廃条約及び児童の権利条約の締約国でありませんが、コア(中核的)人権条約と呼ばれる、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約、難民条約、移住労働者権利条約、障害者権利条約及び強制失踪条約には加入し

ていません。

また、「集成」では、人権の促進と擁護のための国内機関に関する国内調整委員会（I C C）によって認定を受けた国内人権機関が北朝鮮には存在せず、北朝鮮の人権状況に関する特別報告者であるビティト・ムンタポーン氏（当時）は、人権の保護は、とりわけ、国際基準に基づく法、政策、計画を要求すると述べ、北朝鮮が支出を軍事費から人間の発展の部門に変更し、人権と人間の安全保障に振り向けるように勧告していました。しかし、北朝鮮がO H C H Rの専門的支援も拒否していること、女子差別撤廃委員会による女性に対する固定的な差別観念の存在の指摘や児童の権利委員会による障害をもつ児童への無差別原則が尊重されていないとの指摘、さらには特別報告者による公開処刑や政治犯収容所における秘密処刑、北朝鮮が拉致や強制失踪の問題に効果的に対応しておらず、被害者やその家族に救済を提供していないことなど、さまざまに人権上の問題が指摘されました。しかし、第一回のU P Rにおいて、北朝鮮が提出した国家報告書に

はこうした問題について一切触れられていませんでした。

さらに注目されるのは、北朝鮮による人権の捉え方の特異性です。同国は、人権が真に権利となるのは、個人が自然、社会及びみずからの主人となることを可能にする独立した権利になった時であるというチュチェ（主体）思想に基づかれています。北朝鮮は、人権の実現は国家の保障の下においてのみ可能だとし、人権問題を口実とする体制の変革は人権の違反を構成するとして、この意味で人権は国家主権を意味すると捉えています。

北朝鮮によるこうした人権の捉え方が他の国と大きく異なることは明らかです。一九九三年に世界人権会議で採択されたウィーン宣言では、「人権及び基本的自由は、すべての人間の生まれながらの権利であり、それらの保護及び助長は諸政府の第一次的責任である」と確認されているからです。

次回、こうした北朝鮮の人権状況に対してどのような審査が行われたかを紹介したいと思います。

大阪市ヘイトスピーチへの 対処に関する条例をめぐる



研究センター研究員
甲南大学法学部教授

中井伊都子

平成二八年一月一八日に公布・一部施行された「大阪
市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」(以下、「条例」
と略します)が、同年七月一日に全面施行されてから二
年が経ちました。私は、当時の橋下市長が大阪府人権施
策推進審議会に、「憎悪表現(ヘイトスピーチ)に対す
る大阪市として取るべき方策について」諮問したことを
受けて設置された検討部会のメンバーとして、その答申
の作成に関わる機会を得ました。そして平成二七年二月
二五日に、ヘイトスピーチに大阪市として対処する目
的、ヘイトスピーチの定義及びヘイトスピーチに対する

措置の内容とその手続きについて、答申を行いました。
答申の内容は多くがそのまま「条例」に盛り込まれて
施行に至ったのですが、大阪市議会で承認を得られな
かった措置もありました。それは、ヘイトスピーチにつ
いての司法判断を重ねていくことによって、社会的にヘ
イトスピーチに関する認識と抑止効果が広がることを
期待して提案した、ヘイトスピーチの被害を受けたとす
る市民などへの裁判費用などの支援です。消費者被害な
どに関しては、被害者の訴訟費用を地方自治体が貸与す
る制度があることを参考にしつつ、損害の回復を目的と
するというよりは司法判断によってヘイトスピーチを
抑止することをおもな目的とするのですから、裁判結果
に関わらず支援した費用の返還は求めないという制度
を考えました。残念ながら、訴訟当事者の一方にのみ公
金を使用することになる点が問題とされ、「条例」には
反映されませんでした。

ヘイトスピーチのとらえ方については、国内はもちろ
んのこと国際的にも確立した定義はまだ見当たりま
せん。検討部会では、自由権規約、人種差別撤廃条約及

び欧州人権条約の解釈、さらに国連や人種差別と不寛容に関する欧州委員会などの実行も研究しました。そして、当時（そして今も）在日韓国・朝鮮人をターゲットとするヘイトスピーチが行われているという現実に対して、大阪府が市民などの人権擁護のために制定する「条例」においては、その対象を「人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は集団」に限定することとしました。この点は大阪府人権施策推進審議会において最も議論の多かったところで、せっかく「条例」を制定するならより広い人権課題に対応すべきだという意見が相次ぎましたが、確かにヘイトスピーチの向けられる個人的な特徴や地位は人種・民族にとどまるものではないものの、目の前の放置できない現実に一手を打つことを最優先したいとの説明で理解を得ました。さらに、ヘイトスピーチの定義として、社会からの排除・権利または自由の制限・明らかに憎悪若しくは差別的意識又は暴力の扇動、のいずれかを目的とし、態様は相当程度の侮蔑又は誹謗中傷あるいは脅威を感じさせるものとし、不特定性も要件としました。

さまざまな国家が、それぞれの歴史や社会情勢といった文脈に即したいわゆるヘイトスピーチ規制法を制定している中で、日本には今のところ理念法としての「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」しかありません。法律がないのに条例でヘイトスピーチを定義することに対する疑問、権利または自由の「侵害」ではなくより広い「制限」という文言を用いたことによる表現の自由への萎縮効果、さらには答申では想定していなかったインターネット上のユーザー名と実名公表の問題など、この「条例」が多くの議論を喚起する要素を含んでいることは事実です。それでも、国連の人権条約実施機関から再三にわたり問題視されてきた日本におけるヘイトスピーチの現状に、一地方自治体が対処に乗り出し、あちらこちらから飛んでくる批判の矢に晒されながらも、日本にとつてのヘイトスピーチ規制の在り方を広く議論していくきっかけとなったことは、評価されてしかるべきだと思います。手前みそでしょうか・・・

日常的実践としての 社会調査を通じた隣保館の構築



研究センター専任研究員

中川 理季

今年度から京都府が「頼れる隣保館づくりモデル事業」を開始した。本事業は部落差別の解消の推進に関する法律の第四条（相談体制の充実）を受けて、隣保館を相談体制の充実に関する重要な役割を担う施設として位置づけ、その今後の方向性を検討しようとするものである。相談体制・機能の充実を検討・企図する中で、その他の隣保館事業の強化／創出も構想されている。具体的には、府内からモデルケースとする2館を選出し、府・当該自治体（隣保館含む）・コーディネーターの三者により、当該隣保館の相談事業やその他事

業の分析などを通じてそれら事業の強化や新規事業の創出が計画されている。最終的には本事業で生まれる取組みを一つのモデルとして、府内の隣保館へ普及することが目指されている。「部落差別解消推進法」制定の流れを受けた自治体の主体的な取組みだといえるだろう。私も、京都府からコーディネーター派遣の委託を受けた世界人権問題研究センターから派遣されるかたちで参画している。法制定を受けた流れの中で行われる本事業の成果は、今後の相談事業ひいては隣保館に対する一つの見方をつくる側面があると考えていることから、妥協のない調査・分析の必要性を感じている。

本稿では、このような試みが始まっているところで、今後の隣保館のあり方に関する現時点の私見を述べたい。

私は4年ほど前から京都市の旧隣保館に関する研究を行ってきたが、最近では京都市の隣保館にも興味をもち、個人的に関係のある隣保館などから隣保館の現状について話を伺ってきた。その中で感じてきたことは、隣保館そのものの枠組みを更新していく必要性であ

る。特別法が失効してから特別法に関する制度等との関係で来館していた人の顔を見ることは少なくとも、関係が維持されている人々も高齢化していく。そして、これはどの地域でも課題となっているだろうが、隣保館と住民をつないでいたであろう地域団体の活力の維持も容易ではない。これらは私を感じた隣保館を取りまく状況の一側面であり、当然現在でも隣保館は住民を対象にした多様な事業を活発に展開していることは強調しておきたい。ただ、もし隣保館を取りまく状況が変わっているとすれば隣保館も変わる必要があると考えている。では、どのようにして変わっていくのだろうか。

隣保館は、毎年度地域住民の生活課題に応じた事業計画を策定することになっている。住民の課題に応じた計画ということであれば、当然、調査は必要とされる行為になる。私の考えでは、やはりこの調査が隣保館変容の鍵であるが、個人的に話を伺ってきた既出の隣保館の人々からは、社会調査を大がかりで専門的なものとして捉え、自分たちと縁遠いと考えているように感じられてきた。たしかに社会調査は多種多様で技

法が複雑なものもあり一括りにできるものではないと思うが、そのように感じるたびに、隣保館職員の日常業務の中に／近くにこそ調査という営みが潜んでいるのではないかと考えるようになった。

業務で接する住民に耳を傾けることは、インタビューに近い／同等の行為になると思われるし、来館した住民やまちで出会う住民とふれあうなかで、観察という行為も進められるだろう。そのような日常的な実践を通じて得たデータを分析していくことで、住民の課題を見つけることも可能ではないだろうか。地域団体との連携が確立されている隣保館であれば、その関係をそのまま活用して、当事者とともに行う調査であるアクション・リサーチを展開し、当事者＝住民とともに地域の課題をつかみ、事業計画を策定し、また実践・調査するという循環を作っていくことも可能だろう。

日常業務に付随させるかたちで行う調査という意味での「日常の実践としての社会調査」は、隣保館が置かれている現状においても可能なことだろう。また状況に応じた「隣保館を構築」するうえでも調査は避け通れない。

外国人の教育を受ける権利への 政治的・外交的影響



研究センター専任研究員

呉 永鎬

朝鮮半島をめぐる情勢が目まぐるしく展開している。

二〇一八年四月二十七日、一一年ぶりとなる第三回南北首脳会談が開かれた。朝鮮半島を南北に分ける軍事境界線上で固い握手を交わした文在寅大統領と金正恩委員長が発表した板門店宣言は、第一項に「南北関係の全面的で画期的な改善と発展」を謳い、朝鮮半島における軍事的緊張状態の緩和と戦争危機解消のための努力（第二項）、朝鮮半島の恒久的で強固な平和体制構築のための協力（第三項）についても合意し、朝鮮半島の完全な非核化を共同目標として掲げた。その後、卓球世界選手権大会における南北統一チームの電撃結成（五月三日）、

電撃的な第四回南北首脳会談の実施（五月二六日）、南北高位級会談の開催（六月一日）など、宣言履行に向けた動きは着実に進行しており、朝鮮半島は「新たな平和の時代」（宣言序文）に突入していると言える。

無論こうした流れは狭く朝鮮半島のみに限定されて解されるべきものではない。六月一二日には史上初となる米朝首脳会談が開催され、トランプ大統領と金正恩委員長は共同声明を発表。数十年間継続してきた敵対関係に終止符を打ち、朝鮮半島における恒久的で強固な平和体制を構築していくことが合意された。今なお停戦状態にある朝鮮戦争の終戦が宣言され、平和協定が結ばれる日も近いであろう。私たちは正に、世界史の転換を目撃しているのである。

歴史的な第三回南北首脳会談が開かれた四月二十七日、在日朝鮮人は感涙とともに悔し涙も流した。同日、名古屋地裁は高校無償化制度より朝鮮学校を除いた文科省の判断は違法ではないという判決を下したのである。高校無償化制度（高等学校等就学支学金制度）とは、公立高校の授業料を徴収しないこと、また私立高校等の生徒等にも就学支学金を支給することにより、後期中等教育に係る経済的負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした制度で、二〇一〇年四月より施行され

た。同制度はこれまで国庫からの補助金が一切支給されてこなかった外国人学校に通う子どもたちも適用対象としており、国籍や一条校（学校教育法第一条に示された「学校」といった制度的峻別を、教育の次元に持ち込まないという意味においても画期的な制度であると言える。

ところが教育の機会均等を理念とする高校無償化制度から、朝鮮学校のみが除外されることになった。適用除外は違法だとして、二〇一三年より全国五か所で行われている裁判の争点の一つは、制度からの除外が、政治的・外交的判断に基づくものであるか否かという点である。朝鮮民主主義人民共和国との交渉の道具として、あるいは朝鮮民主主義人民共和国への制裁の一環として、人権の中の人権である学習権を侵害していることを政府ないし文科省が認めるはずはないが、第二次安倍内閣発足二日後に開かれた記者会見（二〇一二年一月二八日）において、下村博文文科大臣が「朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続きを進めたい」と明言していたこと等からも、朝鮮学校の除外が政治的・外交的理由に基づ

くものであることは明らかである。

朝鮮半島情勢が平和に向けて動き出し、日朝間の直接交渉が囁かれる中で、日朝国交正常化が実現すれば、朝鮮学校も高校無償化の対象となるだろうという見方が出てきた。こうした展望は「現実的」なものであろう。しかし、仮に日朝国交正常化が実現し、そのことよって朝鮮学校の生徒たちに就学支援金が支給されるようになったとしても、無償化適用問題をとおして明るみになった問題の根本的な解決とはならない。国交正常化による無償化適用は、それこそ政治的・外交的判断に基づくものであるからである。

学説的には種々の見解があるとは言え、外国人の教育を受ける権利は、実質的に日本国憲法や教育基本法の保護の対象とはなっていない（それらの主語は「国民」である）。人権のシールドが制度的に存在しないゆえに、これまで外国人の教育を受ける権利は、政治的・外交的な論理の強い影響に曝されてきた。こうした弱点を克服せず放置するならば、無償化適用問題と同じ構図の問題は再び起こるだろう。国家間の政治的・外交的理由によって侵害されない、外国人の子どもたちの教育を受ける権利を保障する制度、論理、そして社会の認識を築き上げていくことが求められる。

候補者男女均等法から ジェンダー平等社会への道のり



研究センター研究員
奈良大学非常勤講師

山下 明子

議会選挙で男女の候補者数を均等にするように政党に求め、国および地方公共団体にそのための適切な施策の実施を求める法律が五月一六日に成立しました。「政治分野における男女共同参画推進法」です。衆院での女性議員の割合は一〇・一％、列国議会同盟によれば一九三カ国中一五八位で、参院と地方自治体も含めた女性議員の数では、世界経済フォーラムの二〇一七年の統計で一四四カ国中一二三位です。日本はなぜこれほどまでにジェンダー平等が遅れているのでしょうか。男性中心は政界だけの問題ではありません。

#MeToo 運動が世界に広がっています。米国で女優

のアリッサ・ミラノさんがセクハラなどの性的被害を受けたことのある女性たちに、Me Too（私も）と声をあげるように昨年一〇月にネット上で呼びかけたことがきっかけですが、ミラノさんに四万四〇〇〇も返事がきたそうです。職場などでの性的ないやがらせや性暴力で苦しんでいた女性たちが、自分がこのまま黙っていたら次世代にも被害が続くことになる、団結して立ち上がりたい、と思ったのです。これが#MeToo運動ですが、男性もいます。

お隣の韓国では「#MeToo運動と共にする市民行動」がスタートしました。当初は三三七の女性団体と市民団体、一六一人の個人から始まったのですが、運動は全国に広がっています。かつて軍事政権下で逮捕された女性が警察でうけた性拷問を告発したことが転機となって、韓国ではフェミニズム運動、そして日本軍「慰安婦」被害者の運動へと広がりました。しかし、被害を名乗り出た女性がさらに被害を受けやすい構造は日本でも同様です。だから支援者も連帯して、そのような制度とそれを支えている差別的な文化・慣習を変えていく必要があります。韓国では#MeToo運動と連携して一〇代後半から二〇代半ばの女性一万二千人が、性差別捜査をしている検察・警察への糾弾デモを

この五月に行いました。その結果、被害者が「虚偽告訴罪」に陥れられる恐れがあった検察庁の性暴力操作マニュアルが改正されたそうです。

日本では、財務事務次官の女性記者へのセクハラが国会やメディアに取り上げられました。#MeToo運動の世界的な広がりの中だったこともあり、事実を認めない加害者の態度はもとより、上司である麻生財務相の発言が衝撃的でした。「(被害者) 本人が申し出てこないとうしろしようもない。」「はめられたという可能性もある」「セクハラ罪はない」等々です。後者は閣議決定までされました。

これに対して#MeTooと黒衣姿で抗議した女性議員たちを「セクハラと縁遠い人たち」と書いた自民党議員もいました。世界のメディアも連日このような日本のエリート官僚や政治家を揶揄しています。しかし最大の問題は、官僚トップの人権侵害行為に対する政権の対応のぶさのために、かつての職場での体験の激しいフラッシュバックや今、仕事で直面している苦しみから、テレビや新聞を見られない女性が全国に無数にいたにちがいないことです。その中の何人が#MeTooと声をあげられる社会でしょうか。

私は長年、日本軍「慰安婦」問題を研究し、女性の

人権運動としても関わっていますが、国際社会とのギャップがこれほど大きい問題はありません。日本政府は批准・加入しているすべての国連人権条約委員会からも被害者視点に立った解決を勧告され続けています。しかし、日本では「慰安婦」問題は過去の戦争中のこと、あるいは事実を全否定するか程度を軽く考え、むしろ「日本の名誉」の問題とするナショナリズム的な見方が大勢になっています。被害者女性の人権の問題、トラウマがつづく性暴力の問題として歴史を直視できないでいます。日本人にも被害者が大勢いることは文書資料によってわかっていますが、名乗り出ることができません。#MeTooと支援者の#WithYouが日本で広がらない理由とも重なります。

今年是世界人権宣言七〇周年です。この宣言により歴史上で初めて女性と外国人が人権の主体として認められました。人種差別撤廃条約や女性差別撤廃条約など世界人権宣言に基づいて生まれた法典が具体的にこれを保障しています。それゆえに女性と外国人の人権がどのように守られているかは、その国家と社会、および政治家の倫理観をはかる指標にもなります。候補者男女均等法を多様なジェンダーの平等社会への扉としたいものです。

日本語を母語としない住民と、ともに暮らす

「日本語教育推進基本法案(仮称)」の

政策要綱を読む



研究センター専任研究員

内田 晴子

現在、国内外の日本語教育について定める「日本語教育推進基本法案(仮称)」の提出に向けて、超党派の国会議員からなる日本語教育推進議員連盟(以下「日本語教育議連」)が活動を進めています。五月二十九日に、具体的な条文や施策の考え方の基となる「政策要綱」が公表されています。本稿では国内の日本語教育に絞って、その要点をご紹介します。

【法案の背景】 日本語を母語としない住民は、私たちの身近にすでにたくさん暮らし、働いています。この人たちがいなければ、いまの日本社会は回っていないほどです。教育機関で学習や研究をする留学生は別として、日々の生活や子育て、仕事に追われるふつうの「生活者」

が社会参加に必要な日本語を学ぶ機会は、非常に限られています。またその多くが地域のボランティア頼みです。義務教育年齢の子どもについては、教員の加配や「特別の教育課程」としての日本語指導の制度があります。これが、これも自治体によって格差があります。「移住者の言語学習は、移住者個人だけでなく日本社会にとって必要なこと」「移住者の学習権の保障」という認識が日本政府にも社会にも十分に共有されていないようです。しかし、日本の若年人口減少に伴う人手不足は深刻という認識があります。政府は「移民政策ではない」としつつも、将来的な定住の可能性も視野にいたれたい新しい在留資格をつくること等を明らかにしており、いわゆる高度人材だけでなく、単純労働者の受入れを拡大する施策を進めています。

【政策要綱のポイント】 法律の目的として「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現」を掲げ、また基本理念として「希望する全てのもの」に対し「日本語教育を受ける機会が確保されるよう行われなければならない」としていることは重要です。他方で日本語教育が「地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に」行われるとあり、移住者の権利というよりは「日本社会にとっての必要性」が強調され国民の理解を求めようとする姿勢がみとれます。

国、地方公共団体は日本語教育の基本方針を策定し、施策を実施する責務があります。事業主は、その雇用す

る「外国人等」の日本語学習に対する支援に努めるものとされています。「外国人等」の定義には、日本国籍者であつて通常使用する言語が日本語でない人も含まれます。

国内の日本語教育の対象として「外国人等である児童生徒等」「難民」、そして様々な在留資格の「就労者」に言及があります。新規来日者だけでなく「定住外国人」が含まれていることもポイントです。日本語教育に従事する者の資質・能力の向上、確保に加えて「待遇の改善が図られるよう」とあります。

【過去の提言】 実は、これまでに少なくとも三つのグループが法制化の提言をしていました。識字・日本語連絡会が作成した要綱案は、憲法や教育基本法、国際人権の関連法規に基づいて、外国籍者を含むすべての人が「義務教育か、同じくらいの基礎教育」を受けられるよう権利保障することを掲げていました。日本語教育保障法研究会の法案も、「日本語教育の公的保障」を掲げました。日本語教育学会の案も在住外国人の「言語学習権の保障」をあげ、さらに地域の日本語学習における有償の日本語教育専門家の重要性、日本語教育機関や自治体への財政支援にも言及しています。同学会は今回の日本語教育関連に協力しています。いずれの案も、実施体制の整備（地域の日本語教育センターの設置など）をあげていました。（以上三資料は、『解放教育』二〇一一年九月号、三三頁〜七六頁に所収）

【今後の注目点】 実体のある日本語教育推進のためには、現場への十分な予算措置と、それぞれの地域資源の最適な組み合わせをはかる必要があります。ここでは三点のみ指摘します。（一）いわゆる日本語学校についての検討事項がいくつも書き込まれています。留学生の在留資格は単純労働力の供給源になっている現実があり、留学生の就労上限時間（現在二八時間）をもっと上げようという意見さえ散見されます。制度の抜け道や矛盾の温存につながらないか、注目する必要があります。（二）日本語教育推進は年少者の母語保持を排除しない、と明記していないのは気になります。母語の保持は、第二言語（日本語）の習得、学習言語の伸び、自己肯定感、家族のコミュニケーション維持など、子どもの成長のあらゆる面で重要です。（三）地方自治体は審議会など合議の機関を設置できるのですが、肝心の実施主体についての言及はありません。地域のセンターの設置や専門性の高いコーディネーターの雇用を可能にする条文が必要です。

参考資料

「日本語教育推進基本法案（仮称）政策要綱」(URL: http://www.nkgo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2018/05/180529_kihonhoan.pdf)

『外国人技能実習制度の展開』



研究センター研究員
京都大学大学院法学研究科
一般特定助教

稲谷 信行

平成二九年一月一日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成二八年法律第八九号。以下、「技能実習法」という。）が施行された。そこで本稿では、外国人技能実習制度の状況やこの技能実習法の内容について概観することにした。い。そもそも、外国人技能実習制度は、一九八〇年代以降に、入管法の改正等を通じて、生成、展開されてきたものである。従来、日本政府は、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に推進する一方で、単純労働者の受入れについては消極的であり、技能実習制度も、

単純労働のための就労として行われるものではなく、開発途上地域への技能等の移転を図るといふ国際協力・国際貢献をその目的としている。外国人技能実習生の数は増加傾向にあり、厚生労働省が公表している「外国人雇用状況」の届出状況によれば、平成二九年一〇月末現在で約二五・八万人に上る。この数は、雇用対策法に基づき届け出がなされた外国人労働者の約二〇％にあたり、専門・技術的分野における外国人労働者（約二三・八万人）よりも多い。これは、外国人技能実習制度が日本社会に一定程度定着していることを示すものといえよう。その反面、技能実習制度を安価な労働力の調達手段として都合よく利用する企業も存在し、技能実習生の労働条件・労働環境に関してこれまで多くの問題が指摘されてきた。労働基準法や最低賃金法等の労働法規違反が散見され、なかには技能実習生に対する人権侵害というべき過酷・劣悪な事案も報告されている。しかし、転職の自由がない技能実習生が受入企業等に対して権利主張することとは、實際上非常に困難である（技能実習生に対する人権侵害事案について具体的に報告するものとして、NHK取材班『外国人労働者をどう受け入れるか』（NHK

出版新書、平成二九年）、指宿昭一（連載）現場報告…外国人労働者と人権」時の法令二〇四七号五三頁、二〇四九号七〇頁等がある。）。このような技能実習制度の状況を受けて成立した技能実習法は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的としており（一条）、技能実習に対する国の監督強化を図るものである。

技能実習法によれば、技能実習は、日本の企業等が海外の支店や現地法人等から技能実習生を受け入れる企業単独型と、非営利の管理団体を通じて企業が技能実習生を受け入れる団体管理型とに区分される。同法は、技能実習への監督の強化として、管理団体について許可制を（二三条）、受入企業について届出制を採用した（一七条）。また、技能実習計画についても、個々の技能実習生ごとに作成し、当該計画が同法に適合していることの認定を受けた上で、その計画に基づき技能実習が実施されることを要求している（八、九条）。そして、これらの制度を運営するために、認可法人として外国人技能実習機構が設立され、この機構が届出の受理や受入企業や監理団体

への実地検査等を行っている。さらに、同法は、技能実習生に対する人権侵害行為を罰則付きで禁止し、また、技能実習生の通報・申告窓口を整備することにより、技能実習生の保護を図っている（四一条以下）。

以上のように、技能実習法は、技能実習に対する監督体制の整備・強化を図っており、これにより技能実習生の環境が改善されていくことが期待される。もともと、技能実習生には原則的に転職の自由がないことなど、技能実習制度の構造的な問題はなおも残されており、同法による技能実習生の保護がどの程度実効性のあるものであるかについては疑問の声もある（指宿昭一「構造的問題を引き継いだ新たな外国人技能実習制度」労働法律旬報一八九七号一三頁参照）。日本政府は、現在、単純労働への外国人労働者の受入れに関連して、新たな制度・在留資格の創設を検討している。技能実習生が労働力不足を補うために利用されているという実態を踏まえ、技能実習制度そのものは是非も含め、外国人労働者に対する人権侵害をいかに防ぐかという観点から、外国人労働者の受入れの在り方を議論していくことが必要である。

世界人権宣言七〇周年記念シンポジウム

いま世界人権宣言を読み解く

日時…二〇一八年六月一五日(金)午後一時三〇分～四時
場所…同志社大学寒梅館ハーデイホール

世界人権宣言が一九四八年に国連総会にて採択されてから、今年で七〇年となる。これを記念してシンポジウムを開催し、二六五名の方々の参加を得た。

◆「人権大学講座」開講式

坂元茂樹所長(同志社大学教授)は、当センターが今年度より、プロジェクト型研究チーム体制をとることを報告した。そして、一九九四年に設立された当センターが、これを機に「Reスタート」したことを喚起し、人権文化の発展により一層寄与することを誓った。

◆基調講演「世界人権宣言の歴史的意義と役割」

(公財)人権教育啓発推進センター理事長の横田洋三氏による基調講演が行われた。エレノア・ルーズベルト米国元大統領夫人は、偶然の経緯で人権担当の米国代表となり、世界人権宣言の起草・採択に中心的役割

を果たした。彼女の役割は、専門性の高い議論を普通の言葉で語ることにあったといえる。

国連の目的には、平和・経済・人権の促進の三つがあるが、この中でも、人権に関する取組みが先行している。人権の促進は、制度構築、基準設定、監視活動の三本柱により実現されてきた。国連では、従来の人権委員会に代わって、二〇〇六年に人権理事会が設置された。また、国際人権基準の設定のために、法的拘束力を有する人権条約が複数採択されてきた。これらの条約は、世界人権宣言の理念を具体的に実現するためのものといえ、日本も主要な人権条約のほとんどを締結している。さらに、国連では、人権理事会の特別手続と普遍的定期審査、人権条約機関の政府報告書審査と個人通報制度の四つを主として、人権保障を実現するための監視活動が行われている。

世界人権宣言と日本国憲法の人権項目は、ほとんど共通する。ただ、日本国憲法の人権規定には、四つの制約がある。それは、日本領域内でしか適用されない、日本国民のみが権利の享有主体である、私人が人権の遵守主体と位置づけられていない、いくつかの人権項目が欠落しているという制約である。これらの制約は、適用領域の限定以外は、いずれも憲法解釈により概ね解消されている。ただ、私人によるヘイトスピーチ等については、人権条約機関から罰則をもって厳しく規制するよう勧告を受けている。

世界人権宣言が、東西対立や宗教対立が先鋭化したつあるなか、反対票なしに採択されたことは、この宣言の基本理念が皆に共通して受け入れられていることを示している。世界人権宣言の基本は、多様性を認めることにある。日本国憲法の前文にもまた、世界人権宣言と共通する精神が反映されているといえる。

◆パネルディスカッション

次に、基調講演に対して、薬師寺公夫立命館大学特任教授からのコメントがなされた。日本国憲法が有する制約のうち、人権の享有主体については、今日、原則として基本的人権の保障は外国人にも等しく及ぶと解釈される。ただ、とりわけ外国籍の者の出入国、社会保障、公務就任権の問題では、その限界が表れている。人権の遵守主体については、国家ではないもの、例えば過激派組織により迫害された者も、国家から迫害された者と同様に、難民と認めるべきか議論がある。人権項目については、海上で漂流する移民の欧州諸国への上陸可否に関して、世界人権宣言第一四条に規定される庇護権の射程が問題となる。

続いて、前田直子京都女子大学准教授からは、女性の権利保障の観点からコメントがなされた。世界人権宣言第二五条二項は、母子の保護・尊重を定める。同様の規定は日本国憲法にはないが、近年、日本では非嫡出子の権利保障のために、相続分や戸籍上の記載に

ついて改正がなされた。世界人権宣言にルーツを持つ人権条約が、各国の国内法制にいい影響を及ぼした例といえる。さらに、第二六条二項は、人権教育の重要性を規定する。今年五月に政治分野における男女共同参画推進法が成立したが、今後、社会科学分野等でも大学教育を受けた女性が活躍できる環境がより一層求められる。

以上を踏まえ、坂元所長を司会として、討論が行われた。強制失踪委員会委員としての経験を問う坂元所長からの質問に対して、薬師寺教授は世界人権宣言第六条に規定される「人として認められる権利」こそが強制失踪条約の原点であると回答した。ついで、家庭内暴力について坂元所長から意見を求められ、前田准教授は、世界人権宣言にはジェンダーに基づく暴力と生殖に対する権利の二つが規定されていないが、宣言の趣旨を踏まえ、新しい人権を認めていくことが大切であると主張した。また、フロアからの質問に対して、横田氏は、日本の人権状況が国際基準に概ね合致しているものの、個人通報制度の受入れが求められることなどを回答した。最後に、坂元所長は、国連が二〇一五年に採択した持続可能な開発目標(SDGs)では、「誰も置き去りにしない」をキーワードに、世界人権宣言の精神が継承されていることを喚起し、討論を締めくくった。

(文責 専任研究員 杉木志帆)

2018年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に、1998年に開設したもので今年度で21年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

■ 講座日程表／講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
2	7月3日 (火)	講義	14:00～15:40	子どもの人権 ～子どもの貧困から考える～	山野 則子	PT3
3	7月17日 (火)	講義	14:00～15:40	社会保険と人権 ～社会保険の視点から企業の社会的責任と人権を考える～	藤木美能里	PT6
4	7月23日 (月)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	朝鮮通信使のユネスコ遺産登録の意義	仲尾 宏	登録4
5	8月9日 (木)	ワーク ショップ	14:00～15:40	学んで活かそう! あなたの身近な国連女性差別撤廃条約 ～ワークショップ～	軽部 恵子 谷口 洋幸 山下 明子	PT4
6	8月29日 (水)	ワーク ショップ	14:00～15:40	ひょうたん島問題 ～多文化共生のためのワークショップ～	藤原 孝章	登録5
7	10月9日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	明治維新期の京都と地域のリーダー	井岡 康時	PT2
8	10月12日 (金)	フィールド ワーク	13:30～16:00	部落問題を基礎からゆっくり学びませんか? 崇仁～ひと・まち・れきし～	藤田不二三 藤尾まさよ 山内 政夫 山本 崇記	—
9	10月26日 (金)	講義	14:00～15:40	激動する世界の中の難民問題と法 ～事例から考える～	小畑 郁 川村 真理	PT5
10	11月13日 (火)	講義	14:00～15:40	インターネットと人権 ～その関係の両義性～	毛利 透	PT1
11	11月30日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	前近代 被差別民の諸相 ～なぜ差別が生じたのか～	山路 興造	—
12	12月14日 (金)	講義	14:00～15:40	多様な性のあり方と人権	谷口 洋幸	PT4
13	1月21日 (月)	講義	14:00～15:40	精神障害者の法と人権	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

※会場：8 下京いきいき市民活動センター（下、上之町 38）
その他 ハートピア京都（中、烏丸丸太町下ル）

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」：京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座
備考欄「PT」はプロジェクトチーム、「登録」は登録チームを示しています。

会場案内



講義会場

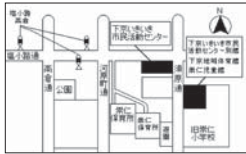
※受付：初日 午後 1 時 00 分～
以降 午後 1 時 30 分～

(フィールドワークを除く)

京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地
TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5 番出口
(地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ



フィールドワーク会場

京都市下京いきいき市民活動センター

〒 600-8266 京都市下京区上之町 38
TEL 075-371-8220

- 京都市バス「塩小路高倉」バス停下車

申込方法

受講料

1 回 1,000 円 全講座一括の場合 10,000 円

※全講座を一括で申込みいただくと受講料が割引となります。

※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

○ 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要事項を記入し、郵送又は FAX で申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。

○ 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。

(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・ 京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・ 三菱 UFJ 銀行	京 都 支 店	普通	1222396
・ 京都中央信用金庫	本 店	普通	1039688

申 込 先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@khrri.or.jp

HP：http://www.khrri.or.jp

ボランティア人権ガイドのご案内

京都のまちには、名刹、名庭、名跡など数多くの名勝地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされています。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京都文化の構築に大きな役割を果たしました。

当センターでは、このような名勝地などを人権という視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権ガイドを派遣しています。



【コース一例】

■洛北コース

〈龍安寺・金閣寺・ツラツテイ千本・北野天満宮〉

■洛東コース

〈銀閣寺・水平社石碑・八坂神社・清水寺・耳塚・豊国神社〉

■洛中コース

〈千本釈迦堂・相国寺・尹東柱詩碑・護王神社・六角堂・四条河原の阿国像〉

■洛南コース

〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稲荷大社〉

■洛西コース
〈松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺〉
コースは一例です。その他ご要望に応じます。



【ガイド料金】

2時間以内：2,000円 その後、1時間ごとに1,000円を加算
ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金でお支払いください。

【お問合せ先】

公益財団法人世界人権問題研究センター
TEL：(075) 23112600
FAX：(075) 23112750
e-mail：jinken@khrr.or.jp

世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)
～2,000円(+税)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価
1,800円(+税)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価
2,000円(+税)

創立20周年記念出版

「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価
1,500円(+税)

「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価
8,200円(+税)

創立10周年記念出版

「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1,800円(+税)

「京都市人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号
2,500円(税込)

「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



創立20周年記念式典・シンポジウム 講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心としています。



フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」について、その歴史を振り返り、見過ごされがちであった声をフィールドワークをとおして聴き取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつかご紹介しています。

人権問題研究叢書 第16号、17・ブックレット刊行

叢書第16号 2018年3月刊行

問いとしての部落問題研究 — 近現代日本の忌避・排除・包摂

定価 1,500円（税別）

叢書第17号 2018年3月刊行

中近世の被差別民像 — 非人・河原者・散所

定価 1,500円（税別）

ブックレット 2018年3月刊行

考えたくなる人権教育キーコンセプト

定価 300円（税込）



◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.khri.or.jp/> [E-MAIL] jinken@khri.or.jp